

「きょうたんご共創ラボ」
民間提案制度
実施要領

令和7年7月

きょうたんご共創ラボ事務局
(市長公室政策企画課)

「きょうたんご共創ラボ」民間提案制度実施要領

1 趣旨

人口減少や少子高齢化、市民ニーズの多様化により、行政に求められる役割はこれまで以上に複雑・高度化しています。そうした状況の中で、行政だけできめ細やかな対応をすることは困難であり、企業や各種団体等の多様な民間主体（以下「民間事業者」という。）との連携を図ることが不可欠です。

一方で民間事業者において、社会課題の解決を事業に組み込む、又は事業そのものとする動きが活発に行われ、ICTをはじめ生成 AI、ビッグデータ分野における急速な進歩など、企業活動や科学技術の進化には目を見張るものがあります。

社会的課題や地域の活性化に向け、行政と連携して取り組む意志を持つ民間事業者との適切なパートナーシップ関係のもと、これまで以上に連携を進めていく必要があると考えています。

「きょうたんご共創ラボ」では、市役所の各部局等から集まった課題等を提示し、民間事業者から課題の解決に資する技術やノウハウ、アイデアなどを募集したうえで、課題提示部局等と民間事業者が一緒になって、実証事業や具体的実践等により課題解決に取り組めるよう必要なサポートを行います。

市民サービスの質の向上や事業機会の創出、地域経済の活性化など、民間事業者ならではの発想や創意工夫に富んだ提案をお待ちしています。

2 民間提案制度

(1) 民間提案制度の概要

市は、民間活力の更なる導入による課題解決を目指して、フリー型とテーマ型の2つの形態で民間事業者からの提案を募集します。フリー型は民間事業者の自由な発想やノウハウを活かした提案を募ることに対し、テーマ型は庁内から募集した課題等を市 WEB サイトに公開し、当該課題等の解決に取り組む民間事業者との連携促進を図ります。

提案があった場合、市（担当部局等及び事務局）は提案者と対話を行い、目標や双方のメリットを共有した上で、協議の上で連携の可否を総合的に判断します。連携が成立した場合、プロジェクトチーム（以下「共創ラボ」という。）を立ち上げ、トライアル事業（実証実験や具体的実践）を通じて、課題解決に取り組みます。

トライアル事業終了後、提案者は市に実績報告を行います。市は、実績報告を受けて効果検証を行い、トライアル事業を評価します。

十分な効果が認められた事業について、市は民間主体での継続実施（ビジネス化）や行政サービスとして導入などにより社会実装を目指します。市の財政負担を伴うものについては予算化に向けた調整を行います。

(2) 提案からトライアル事業までの流れ

別紙フロー図のとおり

(3) 対話及び連携成立について

ご提案いただいた内容について、市（担当部局等及び事務局）は次の観点により総合的に判断した上で、連携成立の可否を通知します。

項目	観点
課題解決	提案者のノウハウ等の活用が市の課題等の解決に資するか
実施による効果	市民サービスの効率的な実施又は質の向上に資するか
	行政事務の効率的な実施又は質の向上に資するか
実施形態	市民、市及び提案者にメリットのある形で事業を実施できるか

(4) トライアル事業について

トライアル事業の期間は、基本的には提案のあった年度内とします。

民間事業者は、ノウハウ・アイデアを提供し、市は、可能な範囲で、実証・実践に必要となる市が保有する資源（フィールド・データ・ネットワークなど）を提供するほか、可能な範囲で市の媒体等を活用した広報を行います。

なお、市は、トライアル事業に係る経費について、原則、負担しないこととし、トライアル事業終了後、民間事業者は市に実績報告を行います。

トライアル事業について、それぞれのメリットは下記のとおりです。

区分	メリット
市	・ 民間活力を活かした効果的な課題解決 ・ 市民サービスの向上 ・ 新たな発想視点による課題解決
民間事業者	・ 資産や施設の活用 ・ 市場性の把握 ・ 市民広報 ・ 企業価値の向上 ・ 新たな事業創出

(5) 効果検証

実績報告に基づき、共創ラボにおいてトライアル事業の効果検証を行います。

市は効果検証の結果を市 WEB サイトで公開します。

(6) 社会実装に向けて

十分な効果が認められた事業について、市は民間主体での継続実施（ビジネス化）や行政サービスとして導入などにより社会実装を目指します。市の財政負担を伴うものについては予算化に向けた調整を行います。

3 応募要件

(1) 応募対象

ア フリー型：民間の自由な発想による提案

イ テーマ型：市 WEB サイトに掲載する市の課題等

(2) 応募資格

企業、大学、NPO、一般社団法人、個人事業主等で、次の要件を満たす者

ア 地方自治法施行令関係

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生等関係

会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申し立てを行っていない者（更生計画又は再生計画の認可を受けている者を除く。）であること。

ウ 暴力団等の排除関係

京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成23年告示第68号）に基づく排除措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

エ 指名停止関係

京丹後市工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年京丹後市告示第16号）に基づく指名停止がなされていないこと。

オ 税の滞納関係

国税及び地方税を滞納していないこと。

カ 事業許可関係

提案内容の実行に際して、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、登録又は指定を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可、登録又は指定を受けていること。

4 応募方法

(1) 提出書類

ア 提案者概要書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

ウ その他必要な資料（様式等任意）

※ トライアル事業の実施時には、別に定める宣誓書（様式3）を提出してください。

(2) 提出方法

(1) の提出書類を作成のうえ、政策企画課までメールで提出してください。

【E-mail】 kikaku@city.kyotango.lg.jp

【件 名】 「きょうたんご共創ラボ_提案（○○○○○○○○※）」

※にはテーマ型の場合は選択するテーマ（課題）等の名称を記載。フリー型の場合は任意で記載。

(3) 提出期限

市 WEB サイトにおいて、各課題等が示す提出期限までに提出してください。

5 その他留意事項

(1) 提案に要する費用は、提案者の負担とします。

(2) 提案者は、書類の内容が第三者の有する特許権等の知的財産権を侵害するものではないことを市に対して保証するものとします。

(3) 本市が事務過程で作成・取得した文書等は公文書として情報公開請求の対象となります。ただし、民間事業者等の独自のアイデアに係る公文書の情報公開請求を受けた場合は、公にすることにより民間事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないか等の観点で内容を精査し、条例に基づき適切に対応します。

(4) 本市が提案者から得た情報を基に、公募のための仕様を作成する場合があります。なお、本市と提案者との間で保護する対象とした提案内容の根幹をなすアイデアについては保護します。

(5) 本要領に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合には、市と別途協議を行うものとします。

(6) 提案内容が、下記のいずれかに該当する場合は、市が連携を行うにはふさわしくないと判断し、受付を行うことができません。また、対話や調整のなかで、該当する事実が判明した場合には、実施の可否の検討又は連携を中止します。

ア 法令及び公序良俗に反する場合

イ 政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚しているなど、行政の中

立性を損なうおそれがあると判断される場合

- ウ 提案内容の把握等に関し、提案者等の協力が得られない場合
- エ 市の施策や条例・規則等に反する場合や公共性・公平性に問題がある場合、その連携を図ることが適当でないと判断される場合
- オ 事業の実施に関し、関係法令に基づき必要な許可・登録等を受けていない場合
- カ 応募要件を満たさないことが判明した場合

6 担当課（問い合わせ先）

担当課：京丹後市 市長公室 政策企画課（きょうたんご共創ラボ事務局）

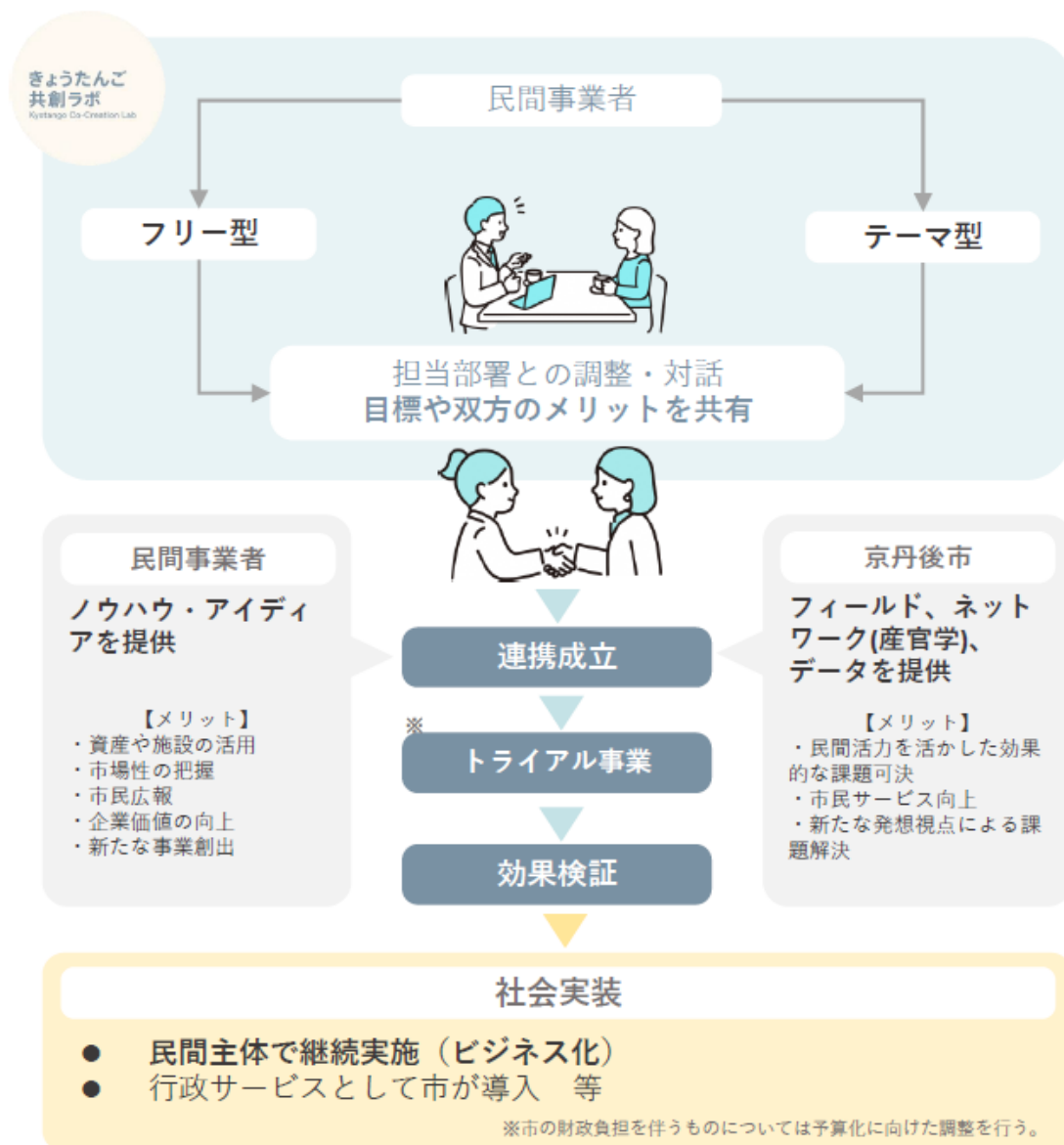
住 所：〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

連絡先：(TEL) 0772-69-0120

(Email) kikaku@city.kyotango.lg.jp

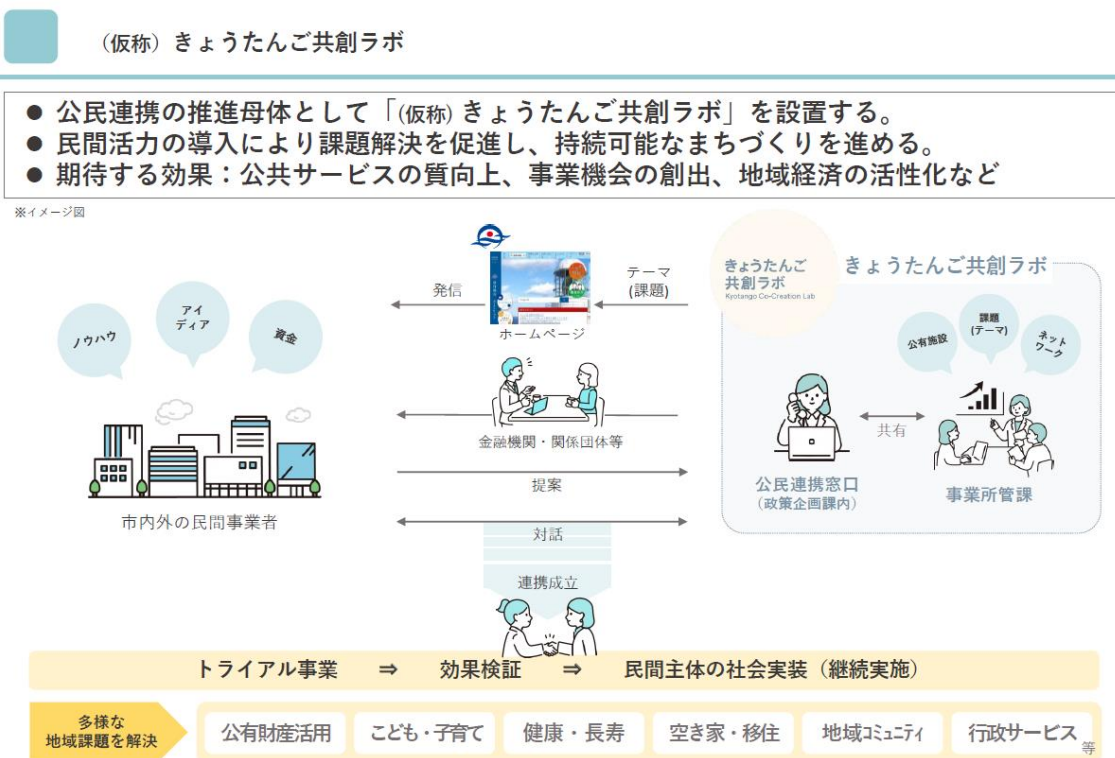
別紙

「きょうたんご共創ラボ」民間提案制度 フロー図



別紙

「きょうたんご共創ラボ」(事業イメージ図)



公民連携プラットフォーム「きょうたんご共創ラボ」 民間提案制度 Q&A

No	質問	回答
1	なぜ民間提案制度を導入するのですか。	複雑化する社会課題に行政単独で対応することが困難となる中、多様なノウハウや技術を持つ民間事業者と連携し、課題を効果的に解決することを目的としています。市民サービスの向上や地域活性化も狙いです。
2	「きょうたんご共創ラボ」とは何ですか。	市の課題に対して、民間事業者から技術・ノウハウ・アイデアを募り、共創のかたちで解決を目指す公民連携のプラットフォームです。
3	どんな提案ができますか	「フリー型」と「テーマ型」の2種類があり、自由提案（フリー型）または、市が提示した課題に対する提案（テーマ型）を行えます。
4	テーマ型の課題はどこで確認できますか。	市のWEBサイトで公開します。
5	どのような分野の提案が望ましいですか。	市民サービス向上や課題解決に資するものであれば、分野は問いません（例：ICT、健康福祉、教育、地域交通、観光など）。
6	誰が応募できますか。	企業、大学、NPO、一般社団法人、個人事業主などで、応募要件を満たす者であれば応募できます。
7	応募に際して、注意すべき資格要件は。	税の滞納がないことや、暴力団排除条例、指名停止措置などに該当していないことが条件です。
8	どのように応募すればよいですか。	所定の様式（提案者概要書・企画提案書）を記入し、政策企画課あてにメールで提出してください。
9	提出期限はありますか。	テーマ型については、市WEBサイトに掲載される各課題の提出期限に従ってください。フリー型は随時受付です。

10	提案にかかる費用は負担してもらえますか。	提案にかかる費用は提案者の負担となります。
11	提案内容はどのように審査されますか。	企画提案書をもとに市と提案者で対話を行った上で、「課題解決」「実施効果」「実施形態」などの観点から、市が総合的に判断します。
12	連携が成立するまでのプロセスは。	提案者・担当部局等・政策企画課での対話を経て、双方のメリットや実現可能性を確認し、連携の可否を決定します。
13	トライアル事業とは何ですか。	提案をもとに、市と民間事業者が協力して実施する試行的事業で、原則として提案年度内に実施されます。
14	トライアル事業で市が支援することは。	市は資源（フィールド・データ・ネットワーク等）の提供や、市の媒体を使った広報を行います。市は、原則、経費を負担しません。
15	トライアル事業の結果はどう扱われますか。	事業終了後、実績報告に基づき効果検証が行われ、市 WEB サイトで公開します。
16	トライアル事業後、実施が決定したらどうなりますか。	成果が認められた場合、市が行政サービスとして導入するか、民間によるビジネス化によって社会実装を目指します。市の財政負担を伴うものについては予算化に向けた調整を行います。
17	提案が無効になることはありますか。	法令違反、公序良俗違反、行政の中立性を損なう恐れなどがある場合は受付できません。詳細は実施要領をご確認ください。
18	提案内容の知的財産は保護されますか。	公文書として公開対象となる場合もありますが、民間事業者の独自アイデア等は条例に基づき適切に保護します。

(様式1)

提案者概要書

令和 年度「きょうたんご共創ラボ」民間提案制度に応募するため、提案者概要書を提出します。

解決したい課題	※テーマ型の場合はHPで公開している課題等の名称、フリー型の場合は任意で記載。		
応募する事業者の構成	☐ 単独事業者 ☐ 複数の事業者で構成するグループ		
事業者名(提案者)	※複数の事業者で構成するグループで提案する場合は、代表事業者の情報を記入し、構成メンバーのリストを添付してください。		
代表者職・氏名			
主たる事務所の所在地	〒		
URL (ホームページ等)			
電 話		設立年	
主な業務内容			
主な取引先			
応募要件について	☐ 「きょうたんご共創ラボ民間提案制度実施要領」に記載された「3 応募要件」を満たしていることを宣言します。		

■連絡先(担当者)

部署・役職		氏 名	
E-mail		電 話	

※記載いただいた個人情報については京丹後市において適正に管理し、本事業の事業者選定および事業運営の範囲内でのみ利用いたします。

(様式2)

企 画 提 案 書

京丹後市長 様

事業者名 _____

代表者職・氏名 _____

(担当者名・連絡先) _____

1 解決したい課題

	種別	課題等の名称
	フリー型	
	テーマ型	※市 WEB サイトで公開している課題等の名称を記載してください

2 提案内容

提案名
課題解決の方法
※どのように課題解決を実施するのか、プロセスを記載してください。 ※課題解決のために活用する提案者の資源（プロダクト・サービス・取組実績）がわかる資料を別途添付してください。

※記載いただいた提案内容については京丹後市において適正に管理し、本事業の事業者選定および事業運営の範囲内でのみ利用いたします。

3 スケジュール

※課題解決に向けたスケジュール案を記載してください。

4 想定される効果

- ① 市民、市及び提案者にどのようなメリットが得られるか、具体的に記載してください。
 - ・京丹後市が得られる効果：市民サービスの質の向上、行政事務の効率化、経費削減 等
 - ・提案者が得られる効果：事業機会の創出、事業拡大、地域貢献度の向上 等
- ② 以下の提案については、具体的な内容を記載してください。
 - ・提案者が独自にビジネスモデルを構築（採算を確保）し、継続して実施することを予定している提案
 - ・行政サービスとして継続して実施することが見込める提案

5 実施体制

※提案者の実施体制を記載してください。

6 必要経費 ※事業実施に見込まれる経費について記載してください。

摘要	予算額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
小計	円	
消費税	円	
税込合計金額	円	

7 提案されている解決方法に取り組む上で、自治体に期待する協力やサポート

8 その他

※全体を通じて、特筆すべきことがあれば記載してください。

(様式3)

誓 約 書

きょうたんご共創ラボ民間提案制度におけるトライアル事業の実施にあたり、関係法令等について認識の上、下記事項のすべてに該当する者であることを誓約します。

記

- 1 「きょうたんご共創ラボ民間提案制度実施要領」に記載された「3 応募要件」を満たした事業者であること。
- 2 京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しない者であるとともに、将来においても該当することのないこと。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、連携成立を解消し、aトライアル事業を中止されても異存ありません。

令和 年 月 日

京丹後市長 中山 泰 様

所 在 地

事 業 者 名（法人名）

代表者職氏名



（実印）